各種手当のご案内

申請はお済みですか
児童扶養手当
特別児童扶養手当

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は子育て支援課（市役所2階）へ申請をしてください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している母親または養育者

①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父が重度の障害をもつ児童④父が生死不明の児童⑤父に1年以上遺棄されている児童⑥父が1年以上拘禁されている児童⑦婚姻によらないで生まれた児童

※ただし、母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるときのほか、児童が父親に支給される年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設等に入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親、養育者

①知的障害（愛の手帳1～3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1～3級程度）がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

※ただし、対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと12月期支払い分からの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には「現況届のお知らせ」を郵送します。子育て支援課（市役所2階）へ提出してください。

【申請受け付け期間】児童扶養手当が8月9日（木）～22日（水）、特別児童扶養手当が8月13日（月）～23日（木）、いずれも午前8時半～午後5時。なお、8月20日（月）～22日（水）は、午後8時まで夜間窓口を開設します。ご利用ください

※市民税未申告の方は所得確認ができないため、支給停止となることがあります。申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

詳しくは同課助成係☎470・7736へ。

所得制限額が据え置かれます
心身障害者福祉手当
障害者福祉手当等

心身障害者福祉手当
障害者福祉手当

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当の所得制限額が据え置かれます。

【所得制限額】本人所得が360万4000円で、扶養親族等が一人増すごとに38万円を加算します（下表参照）

※扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、一人につき10万円を加算。特定扶養親族がある場合は、一人につき25万円を加算。該当する方は障害福祉課（市役所1階）へ申請してください。なお、現在受給中の方は手続きの必要はありません

【対象となる方】①心身障害者福祉手当＝市内に住所がある20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1度～3度の方▽脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、老人福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は受給できません**②障害者福祉手当**＝市内に住所のある方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1級～4級の方▽愛の手帳1度～4度の方▽脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害手当・心身障害者福祉手当を受けている方と施設に入所している方は、65歳以上で新たに手帳を取得された方には制限があります

特別障害者手当等

特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限額が上表の通り据え置かれます。この手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届けていただくことになっています。この届け出がないと、今年の11月期分からの手当が支給されませんのでご注意ください。受給している方には現況届を送付しますので、8月6日（月）～9月7日（金）に障害福祉課（市役所1階）へ提出してください。

【対象となる方】①特別障害者手当＝20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方**②障害児福祉手当**＝20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方。該当すると思われる方は申請してください

詳しくは同課☎470・7747へ。

特別障害者手当等所得制限限度額

区分	扶養親族等の人数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得	360万4千円	398万4千円	436万4千円	474万4千円	512万4千円	550万4千円
扶養義務者等所得	628万7千円	653万6千円	674万9千円	696万2千円	717万5千円	738万8千円

7月1日から
自立支援医療
所得基準が変わりました

7月1日から自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の所得基準が変わりました。

自立支援医療の自己負担は、負担軽減措置（自己負担上限月額の設定）の適用に当たって、市区町村民税所得割の額を用いています。

19年度から、国（所得税）から地方（住民税）への税源委譲等が行われることに伴い、年間所得が変わらないにもかかわらず、市区町村民税所得割の額が変動（一定の所得までは個人住民税が増額）することから、負担軽減措置の対象者等が従前と同様の対象範囲となるよう、市区町村民税所得割の額の基準が設定し直されました（税源委議によって、所得税と住民税とを合わせた税負担が変わることは基本的にはありません）。

新しい所得基準（下表参照）は、7月1日から適用しています。

【ご注意】現在お持ちの受給者証の有効期限が残っている方や、既に旧基準で申請手続きをお済みの方は、改めて手続きを行う必要はありません。今後、継続申請を行う場合、更新のときから新たな基準で所得区分の認定が行われます

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

自立支援医療に係る所得基準と負担額

所得区分	所得階層（7月1日から）	負担額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税で本人収入が80万円以下	2,500円
低所得2	市民税非課税で本人収入が80万円を越える	5,000円
中間層1※	市民税（所得割）が33,000円未満	医療費の1割
	市民税（所得割）が33,000円未満で重度かつ継続	5,000円
中間層2※	市民税（所得割）が33,000円以上、235,000円未満	医療費の1割
	市民税（所得割）が33,000円以上、235,000円未満で重度かつ継続	10,000円
一定所得以上	市民税（所得割）が235,000円以上で重度かつ継続	20,000円
公費負担の対象外	市民税（所得割）が235,000円以上	医療保険自己負担限度額

※育成医療については、経過措置があります。

資源回収報奨金（前期分）交付申請
受け付けは8月1日（水）～15日（水）

新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶などは、家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できるものです。

市では、市民の皆さんで組織する団体が、このような「資源ごみ」を市が指定する再生資源取扱業者に引き渡した場合、その回収量に応じて報奨金を交付する資源回収報奨金制度を設けています。19年度前期分の報奨金を交付しますので申請してください。

【対象団体】市内在住の方で構成する自治会・子ども会・婦人会・PTAなど

【報奨金交付額】回収実績量に応じて1キログラム当たり10円

【申請方法】8月1日（水）～15日（水）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に、回収業者からの集団回収実施報告書、認印（スタンプ式不可）、振り込み先の金融機関（郵便局を除く）の通帳を持参してください（郵送不可）

【申請会場】市役所5階501会議室

【申請対象期間】19年度の申請受け付け対象は、18年1月以降の回収実施報告書です

※報奨金交付申請書は、申請会場に用意してあります。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

19年度～33年度
東久留米市一般廃棄物処理基本計画を策定

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定するもので、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、適正処理に関して長期的・総合的な対応を示す市の一般廃棄物処理事業の総合計画と位置付けるものです。

同計画は、8月1日（水）から市ホームページ、市政情報コーナー（市役所2階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館で閲覧できます。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

わたしの見てある記

市長 野崎重弥

「河童のクゥと夏休み」が7月28日全国ロードショーとなりました。この映画のモデルとなった我がまち東久留米…。

市としても、これまで多くの取り組みをしてきました。とりわけ7月14日に2回に分けて実施した映画試写会には、定員1000人に対して1783件の応募を頂きました。本当にありがとうございました。当日は台風の接近による雨模様にもかかわらず、ご当選なさった方の約9割の方がご出席くださり、試写会は大盛況でした。2回目の試写に先立ち、原監督原作者木暮正夫氏の次男こぐれけんじろう氏、電通の杉山部長、本田遠野市長と私によりますトークを開催し、おかげさまで大変好評でした。

映画を通じて東久留米の再発見をしていただこう、素晴らしさを内外に発信しようという取り組みは、大きな二次的効果がありました。関連する事業を通じて多くの市民の皆様から寄せられるご意見やご要望、また新たなご提案を頂くこともありました。それは若手職員の積極的な働きへの良き刺激になったと思います。

行政が、新たな発想をどう展開すれば市民の皆さんとの距離を縮めることができるのか、どう一体感を創（つく）るのか…。今回の経験はこの夏、河童のクゥからの大きな贈り物だった様な気がします。